

法人を活用してガッポリ貯めるシリーズ
〔c- 1251 給与でガッポリ貯める〕

給与でガッポリ貯める

《銭儲け節税の大平経営会計事務所》と組んで
徹底的な節税と蓄財を図りましょう！！



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

1. 目的

法人企業は、より多くの蓄財を実現する
個人企業は、法人企業になることを積極的に検討する

2. 実践の要点

同族関係者が全員給与を取る。

3. 効果を大きくする条件

- (1) 《同族に徹する企業》の方が大きな効果を上げやすい
- (2) 同族に徹するとは
次のような事を意味する。
株主を同族で固める
役員を同族で固める
- (3) 社員の士気
給与・賞与で報いる。
- (4) 同族会社の評価
日本の法人企業の99%は同族企業。
《同族であるからダメな企業ということはない》。
同族企業がダメな企業なら、日本の99%の法人企業はダメな企業になってしまう。



4. 蓄財効果の原因

《給与所得控除》による節税

《所得の家族間分散》による節税

(1) 給与所得控除

給与所得者に一律に認められた『経費』を《給与所得控除》という。

給与所得控除は、経費のように支出することは不要。

《給与所得控除は》一生では膨大な金額になる

毎年500万円の給与を取る人は、30年間で154万円×30年 = 4,620万円の税金が掛からない所得があるのだ。

(2) 給与所得控除の例

【給与金額】	【給与所得控除額】
1,000,000 円	650,000 円
2,000,000 円	780,000 円
3,000,000 円	1,080,000 円
4,000,000 円	1,340,000 円
5,000,000 円	1,540,000 円

(3) 所得の分散と税金の負担

《所得を分散すると》税金の負担が減少する。

(4) 個人の所得金額と税金

(平成29年1月1日現在)

課税所得金額		所得税	復興特別所得税	県市民税	税率合計
	195万円以下	5%	2.1%	10%	17.1%
195万円超	330 "	10%			22.1%
330 "	695 "	20%			32.1%
695 "	900 "	23%			35.1%
900 "	1,800 "	33%			45.1%
1,800 "	4,000 "	40%			52.1%
4,000万円超		45%			57.1%

(注) 税率は課税所得金額ごとに乗じます。

【例】課税所得2,000,000円の所得税の計算

(課税所得)	(税率)	(所得税)
1,950,000 円	× 5%	= 97,500 円
50,000 円	× 10%	= 5,000 円
<u>計 2,000,000 円</u>		<u>102,500 円</u>

5. 賞与の支給基準を変更する

《会社の利益》で《社員の賞与》を決めない。

(理由)

(1) 同族関係者が給与を取って節税をすると、会社の利益が減少する

同族関係者の給与 ↑ 会社の利益 ↓

(2) 会社の利益で社員の賞与を決める方法では、社員の賞与が減少してしまう

会社の利益 ↓ 社員の賞与 ↓

(3) 利益が減少すると社員の賞与を減らす方法 社員は納得しない
これは大きな矛盾である。《矛盾は不運の理論》である。

(4) 社員の利益と反しない基準を使う

社長や同族関係者の給与を引く前の利益を《同族関係者給与控除前利益》という。
同族関係者給与控除前利益が増加すれば、社員の賞与を増額する方法を採用すれば、社長や同族関係者の給与と社員の賞与は無関係にすることができる。
これが《幸運の理論》である。

同族関係者給与控除前利益 ↑ 社員の賞与 ↑

6. 役員報酬等の一般的な留意事項

(1) 昇給の時期

役員報酬の増額 《決算後3ヶ月目》以外は認められない
役員報酬の減額 《 同上 》 同上

(2) 過大報酬に注意する

非常勤役員 原則として《月額5万円以上は認められない》
10万円以上の役員報酬 10万円につき週1回以上出社する
過去の業績基準（前社長等）で報酬を決めない（現状で見る）

(3) 役職と給与の損金算入の関係

社員 製造・販売・事務等に従事する等（具体的な仕事をしなければ給与は認められない）
監査役 監査業務に従事すること（監査役では報酬を取りにくい）
取締役 意思決定業務に参加すること（給与が取りやすい）

(4) 同族関係者の賞与

同族役員 賞与は損金不算入（事前届で認められる方法がある）
同族社員 賞与は損金不算入（役員でなくても損金不算入）

(5) 同族関係者以外の役員

専務・常務にすると、同族関係者以外の人も賞与は損金不算入である。

専務取締役 賞与は損金不算入

常務取締役 賞与は損金不算入

7. 同族関係者の給与(1) 結論

同族関係者は《取締役の登記》をして、賞与を取らない事である

(2) 役員でなくても同族関係者は賞与は取らない

理由 損金にならない

(3) 家族全員を取締役登記する

死ぬまで取締役から外さない

死ぬまで報酬を取り続ける

過去に退職した人も再び取締役登記をする

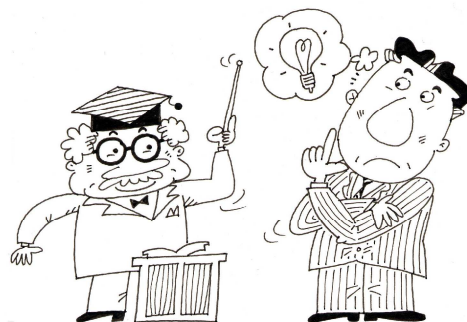
(4) その他の留意点

他に勤務している場合 勤務先の承諾を得ておく

役員就任の挨拶状 不要

社員に秘密にする事はできない

給与を個人借入金にしておくことも出来る



8 . 個人事業者の給与

- (1) 個人企業の欠点
事業主が給与を取れない
- (2) 事業主以外の青色専従者給与
 (短所)
 他に職がある場合は給与が取れない
 具体的な仕事をしなければ給与が取れない
 (長所)
 賞与が取れる
- (3) 個人事業と給与による蓄財
個人企業では給与による蓄財に限界がある

9 . 給与対策を実践する会計事務所の費用

- (1) 具体的な設計
 《給与でガッポリ貯める方法》を設計する費用は50,000円(消費税別)
 ただし、大平経営会計グループと継続的な契約があるお客様は無料
- (2) 登記費用等
 役員登記費用等は実費

《給与でガッポリ貯める方法》を実践したい人は、この用紙をコーディネーターに渡すかFAXで送ってください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
 TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

税理士法人大平経営会計事務所 殿

FAX : **0532-53-5118**

《給与でガッポリ貯める方法》の設計を希望します。

〔事務所処理欄〕

課	コーディネーター

平成 年 月 日

商号				担当者名	
住所	〒				
TEL	()	FAX	()		

ご記入またはゴム印を押してください

法人にして《法人の利点》を活用しましょう！！



経済界で大きく繁栄した経営をしている企業は、**例外なく法人です。**
個人企業で従業員を何百人も雇用し、年間何十億円も売上がある企業は一軒もありません。

何故か??

法人の方が、個人よりも経営が発展できるように、法律が定められているからです。

法人は家族だけで《簡単に設立して》運営をすることができます
《解散》もいつでも容易にできます
《後継者が無い企業でも》法人は大きく役立ちます

是非！！法人にして、法人の利点を思う存分活用しましょう。

法人のことをもう少し詳しく知りたい方（資料は無料）は、このページを
FAXで送るか、ネットで申し込んでください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

税理士法人大平経営会計事務所 殿

FAX : **0532-53-5118**

《c- 131-1 法人経営はこんなに有利》（無料）を希望します。

〔事務所処理欄〕

課	コデ`ネター

平成 年 月 日

商号		担当者名	
住所	〒		
TEL	()	FAX	()

ご記入またはゴム印を押してください